

市内で新たに創業する事業者を支援します！

【令和5年度】

しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金

渋川市では、市内での創業を支援し、産業の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する事業者に対し、店舗などの改装費用等の一部を助成します。

対象者

①～⑩の条件を 全て満たす人

- ① 年度内に創業を行う予定の者または既に創業をした者（申請時時点
で、個人事業主は開業の日、法人は法人設立の日から6ヶ月以内）
- ② 特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等※を受けてい
る、または申請年度内に受ける見込みがあること
- ③ 交付申請までに渋川商工会議所またはしぶかわ商工会が実施する創
業相談等を受けていること
- ④ 事業所の建物の所有権その他の使用権を有し、または有する見込み
があること
- ⑤ 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及
び見込みがあること
- ⑥ 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金または渋川市
空き店舗活用開業支援事業補助金の交付を受けた者は、補助金の交
付対象となった事業所を閉店、閉業、または休業していないこと
- ⑦ 本補助金またはしぶかわ創業開業支援事業補助金交付要綱に基づく
補助金をこれまでに受けていないこと
- ⑧ 暴力団または暴力団員でないこと
- ⑨ 許認可、資格等が必要な業種の事業を創業する場合は、当該資格等
を既に取得し、または創業する日までに取得する見込みがあること
- ⑩ 市税を滞納していないこと

※特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等

高崎商工会議所 「創業塾」群馬県商工会連合会 「ぐんま創業スクール」など

詳細は商工振興課へ、お問い合わせください

補助対象事業

小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種

補助対象経費

- ①事業所の新設または改修などに要する経費 ②設備または大型備
品の購入費 ③広告宣伝費 ④創業に必要な官公庁への申請書類作
成等に係る経費

補助金額

補助対象経費の1／2

上限額 50万円

交付申請時の提出書類

- ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・事業所の位置図等
- ※申請内容によって、提出書類が異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

しぶかわde創業チャレン
ジ支援事業補助金に関する
詳細は、QRコードから市
ホームページをご確認くだ
さい。



しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金の補助対象経費は下表のとおりです。

補助対象経費の区分	補助対象経費
1 事業所の新設、増改築または改修に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所となる市内の建物の購入費用または建設費用 ・事業所に係る市内の土地の購入費用 ・市内の事業所の開設に伴う増築工事、改修工事、外装工事、内装工事、設備(電気、水道、ガス、空調等)などの工事費
2 設備または大型備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所と一体となって機能し、事業に直接関係する設備または備品(商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されているもの)の購入費用およびその設置に要する費用
3 広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広告および宣伝を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用 ・事業の広告および宣伝を目的としたウェブサイト等の制作費用 ・事業の広告および宣伝を目的とした新聞広告、雑誌等の掲載費用 ・事業の広告および宣伝を目的としたのぼり旗、看板、掲示物等の制作費用
4 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での「個人事業主の開業手続」または法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成費用 ・設計士等に支払う、事業所等の設計に係る費用

【申請時の注意点】

- 1 次の経費は、補助対象経費になりませんので、ご注意ください。
 - ①補助金の交付決定の前に着手しているもの ②各種保険料 ③消耗品に類する費用
 - ④リース費用 ⑤自動車等の車両の購入費用、修理費、車検費用等
 - ⑥ソフトウェアの購入費用及びライセンス費用
 - ⑦商号の登記等に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代その他官公署に対する各種証明類取得費用
 - ⑧汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定ができないものの調達費用
 - ⑨国、群馬県、市等のその他団体が実施する他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する費用
 - ⑩その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められないもの
- 2 事業所の新設、増改築若しくは改修または設備若しくは大型備品の購入をする場合の業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。
- 3 事業所の新設、増改築または改修に要する経費について、建物が事業所及び事業所以外（住居等）の部分を併せたものの場合は、事業所部分と事業所以外（住居等）の部分の床面積を基に按(あん)分して算出する。

【問合せ先】

渋川市役所 産業観光部 商工振興課

電話：0279-22-2596 E-mail : syoukou@city.shibukawa.gunma.jp